

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
殿
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

文部科学省高等教育局長
伯井美德

「令和5年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」について（通知）

標記の大綱について、国公立大学関係者及び高等学校関係者等の審議を踏まえ、別紙のとおり定めましたので通知します。

各国公立大学におかれては、令和5年度以降の大学入学者選抜における、個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の設定並びに入学志願者への予告・公表について、遺漏のないようお取り計らい願います。

また、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公立大学にあつては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあつては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

【本件担当】

高等教育局大学振興課入試第三係 岡，半井野，上田

T E L : 03-5253-4111（内線2469, 4902）

F A X : 03-6734-3392

E-mail : gaknyusi@mext. go. jp

(別紙)

令和5年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱

(令和3年6月4日付け 3文科高第285号 文部科学省高等教育局長通知)

令和5年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト(以下「令和5年度大学入学共通テスト」という。)の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

第1 実施の趣旨

大学入学共通テストは、大学(専門職大学及び短期大学(専門職短期大学を含む。以下同じ。))を含む。以下同じ。)への入学志願者を対象に、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的として、これを利用する各大学(以下「各大学」という。)が共同して実施するものである。

大学入学共通テストでは、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等も重視して評価を行うものとする。各大学は、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定することに資するため、それぞれの判断と創意工夫に基づき、これを適切に利用するものとする。

各大学は、大学入学共通テストが、各大学が共同して実施する試験であることを踏まえ、独立行政法人大学入試センター(以下「大学入試センター」という。)との緊密な連絡体制の下に、試験問題の作成を担当する大学教員の派遣や実際の試験実施業務の遂行等に責任を持って取り組むものとする。

第2 出題教科・科目等

大学入学共通テストの出題教科・科目等は、別表1のとおりとする。

第3 各大学における利用

- 1 各大学は、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、大学入学共通テストの利用方法を定めるものとする。

なお、入学志願者が高等学校で学んだ多様な成果を評価できるよう、できるだけ多くの教科・科目を指定することが望ましい。

- 2 各大学において、教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合には、入学志願者が複数の大学を志願し得るように配慮するとともに、高等学校の

専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないように配慮し、特定の1出題科目のみに限定しないようにすることが望ましい。

- 3 各大学は、大学入試センター試験の成績について、令和2年度入学者選抜分を、大学入学共通テストの成績について、令和3年度及び令和4年度大学入学者選抜分を、令和5年度の大学入学者選抜に利用することができる。

第4 利用に係る通知等

- 1 令和5年度大学入学共通テストから新たに利用しようとする大学や学部（短期大学においては学科。以下同じ。）について、別表2の1の（1）又は（2）に該当する場合、各大学は、大学入学共通テストの出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目名等を、令和4年2月28日までに、別紙様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

令和4年度大学入学共通テストを利用した大学や学部が、令和5年度大学入学共通テストを利用しないこととする場合（一部の学部で利用しなくなる場合を含む。）は、自らの所属する連絡会議（第5の「連絡会議」）に対しあらかじめ通知した上で、令和4年2月28日までに、その旨を任意の様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

- 2 上記1のほか、令和4年度大学入学共通テストを利用することとなっている大学が、大学の改組等により、令和5年4月に新設しようとする大学や学部において令和5年度大学入学共通テストを利用しようとする場合で、別表2の2の（1）～（3）のいずれかに該当し、同表の2に記載の要件を満たす場合には、令和5年度大学入学共通テストの出願期間初日の前日までに、別紙様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知することにより、大学入学共通テストを利用することができる。

また、この通知を行う大学において、大学の改組等により、改組前の大学や学部が令和5年度大学入学共通テストを利用しないこととする場合は、自らの所属する連絡会議（第5の「連絡会議」）に対しあらかじめ通知した上で、前述の通知と合わせて、その旨を任意の様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

- 3 令和4年度大学入学共通テストを利用した後に、大学や学部の名称の変更を行った場合で、引き続き令和5年度大学入学共通テストを利用する場合は、各大学は、名称

の変更が決定した後速やかに、任意の様式により変更内容について、大学入試センターへその旨通知するものとする。

- 4 各大学は、上記1～3の通知を行った後、その内容について各大学のホームページに掲載する等の方法により、広く一般への情報の提供に努めるものとする。

第5 実施期日等

- 1 大学入学共通テストの実施期日については、1月13日以降の最初の土曜日及び翌日の日曜日とし、令和5年度大学入学共通テストの実施期日は、令和5年1月14日（土）及び15日（日）とする。
- 2 各大学は、大学入試センターと協力して、地域ごとに各大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設置し、大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、各大学が共同して大学入学共通テストの円滑な実施を図るものとする。

第6 実施上の配慮事項等

- 1 大学入学共通テストの試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。
- 2 障害等のある入学志願者に対しては、障害等の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験室の設営、ICT機器の活用等について適切な配慮を行うとともに、障害等のある入学志願者の個々の困難の程度に応じた柔軟な対応に努めるものとする。
- 3 天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第7 実施方法等に関する要項

大学入試センターは、この大綱に定めるもののほか、実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供、経費等に関する要項を定め、令和4年6月30日までに公表するものとする。

(別表1)

出題教科・科目

1 出題教科・科目

教科	出題科目
国語	『国語』
地理歴史	「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」
公民	「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、『倫理、政治・経済』
数学	「数学I」、『数学I・数学A』、「数学II」、『数学II・数学B』、 『簿記・会計』、『情報関係基礎』
理科	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、「物理」、「化学」、 「生物」、「地学」
外国語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』

(注1) 「 」 『 』 内記載のものを1出題科目とする。

(注2) 「 」 で記載されている科目は、高等学校学習指導要領上設定されている科目を表し、『 』 はそれ以外の科目を表す。

(注3) 外国語『英語』は、リーディング及びリスニングで構成する。

2 出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教科	グループ	出題科目	試験時間
国語		『国語』	80分
地理歴史		「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間120分)
公民		「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、 『倫理、政治・経済』	
数学	①	「数学I」、『数学I・数学A』	70分
	②	「数学II」、『数学II・数学B』、 『簿記・会計』、『情報関係基礎』	60分
理科	①	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」	2科目選択 60分
	②	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間120分)

外国語		『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』	『英語』 【リーディング】80分 【リスニング】60分 (うち解答時間 30分) 『ドイツ語』『フランス語』『中国語』『韓国語』 【筆記】80分
-----	--	---------------------------------	---

(注1) 国語及び外国語(『英語』を除く。)は、各教科について1試験時間とし、地理歴史及び公民については、合わせて1試験時間とする。数学及び理科は、①及び②の出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとする。外国語『英語』は、リーディングとリスニングに試験時間を分けるものとする。

(注2) 国語以外の教科(教科内にグループが設定されている場合は、グループ)については、入学志願者は各大学の指定に従い、以下のとおり解答する。

1. 地理歴史及び公民については、1又は2の出題科目を選択。なお、同一名称を含む科目の組合せを2科目として選択することはできない。
2. 理科については、①及び②のうちから最大3出題科目を選択することとし、具体的には次のとおりとする。
 - A 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから2出題科目を選択
 - B 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから1出題科目を選択
 - C 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから2出題科目を選択、並びに「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから1出題科目を選択
 - D 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから2出題科目を選択
3. 上記以外の教科については、1出題科目を選択

(注3) 外国語において『英語』を選択する入学志願者は、原則として、リーディングとリスニングの双方を解答する。

(別表2)

令和5年度大学入学共通テスト(令和5年1月実施)を
新たに利用する場合に備えるべき要件及び通知の期限等

<p>1 令和3年4月までに開設している大学や学部又は令和4年4月に新設する大学や学部の場合 ※具体的には、以下に該当する場合は通知が必要。</p>	
<p>(1) 令和4年度大学入学共通テスト(令和4年1月実施)を利用することとなっている大学の場合 ① 令和3年4月までに開設している学部について、令和5年度大学入学共通テストから新たに利用する場合 ② 令和4年4月に名称変更を行う学部について、令和5年度大学入学共通テストから新たに利用する場合 ③ 令和4年4月に新設する学部について、令和5年度大学入学共通テストから利用する場合 ※上記①～③に関し、当該学部に属する一部の学科(短期大学においては専攻課程。以下同じ。)で、令和5年度大学入学共通テストから新たに利用する場合を含む。</p>	<p>【通知の期限】 令和4年2月28日までに通知すること。</p>
<p>(2) 令和4年度大学入学共通テストを利用することとなっていない大学の場合</p>	
<p>2 令和5年4月に新設する大学や学部の場合 ※令和5年度大学入学共通テストを利用するためには、下記の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、下の【要件】の(ア)～(エ)の全てを満たす(「設置認可申請」の場合は(ウ)を除く。)ものであることが必要。 ※下記の(1)～(3)に該当しない場合、令和5年度大学入学共通テストを利用することはできず、最速でも令和6年度大学入学共通テスト(令和6年1月実施)からの利用となる。</p>	
<p>(1) 令和4年度大学入学共通テストを利用することとなっている大学が、令和5年4月に新設する学部について、令和5年度大学入学共通テストから利用する場合(「設置認可」され、又は「設置届出」を行っている場合に限る。) ※当該学部に関し、一部の学科について、令和5年度大学入学共通テストから新たに利用する場合を含む。</p>	<p>【通知の期限】 令和5年度大学入学共通テストの出願期間初日の前日までに通知すること。</p>
<p>(2) 令和4年度大学入学共通テストを利用することとなっている大学を廃止し、令和5年4月に大学を新設する場合で、令和5年度大学入学共通テストから利用する場合</p>	
<p>(3) 令和4年度大学入学共通テストを利用することとなっている大学が、令和5年4月に他大学と統合する場合で、令和5年度大学入学共通テストから利用する場合</p>	

【要件】

- (ア)：令和4年7月31日までに「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」のPR活動についての記載事項に沿ってPRを行っていること。ただし、PRの内容には大学入学共通テストの利用方法及び審査継続による保留等で大学入学共通テストの利用ができなかった場合の対応も含むこと。
- (イ)：第5により設置された自らの所属する連絡会議に対し、上記(1)～(3)のいずれかの事由による大学入学共通テストの利用を予定している旨を通知していること。
- (ウ)：令和5年度大学入学共通テストの出願期間初日の前々日までに、「設置届出」があった日から60日が経過していること。
- (エ)：令和5年度大学入学共通テストの出願期間初日の前々日までに、文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に対し、上記(ア)～(ウ)を満たしていることを任意の様式により通知していること。

(注) この表における認可及び届出は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条に定める認可及び届出をいう。

別紙様式

令和5年度大学入学共通テストの教科・科目等の利用方法について（大学入学共通テストを新たに利用する大学及び利用する学部の通知）

大学名 (所在地)	〔記入例〕 〇〇大学 (〇〇県〇〇市)
利用する学部・学科（課程、専攻等）名 (総入学定員)	〇〇学部〇〇学科（〇〇人）
利用する選抜の対象	一般選抜の定員の一部について利用 前期 〇〇学科(〇〇人) 後期 〇〇学科(〇〇人)
入学志願者に解答させる教科・科目名	・国、地歴（世A、世B、日A、日B、地理A、地理Bから1）、公民（現社、倫、政経、倫・政経から1）、理（基礎を付した科目から2、物、化、生、地学から1）から2 ・数（数Ⅰ・数Aと数Ⅱ・数B、簿、情報から1） ・外（英）
備考	・「国語」「地歴」「公民」「理科」について3教科・科目以上受験した場合は高得点の科目を合否判定に使用。 ・「理科」について基礎を付した科目は2科目の合計点を1科目の得点とみなす。

記入上の注意

- 「利用する学部・学科（課程、専攻等）名」の欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。なお、入学定員の人数については、当該学部・学科の総入学定員の人数を記入すること。
- 「利用する選抜の対象」の欄には、大学入学共通テストの利用について、例えば「一般選抜の定員の一部について利用」、「総合型選抜について利用」、「学校推薦型選抜、専

門高校・総合学科卒業生入試について利用」、「第2次募集による選抜について利用」等、大学入学共通テストを課す選抜の対象及び募集人員を記入すること。

3. 「入学志願者に解答させる教科・科目名」の欄には、当該学部・学科（課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国、地歴（世A、世B、日A、日B、地理A、地理B）、公民（現社、倫、政経、倫・政経）、数（数I、数I・数A、数II、数II・数B、簿、情報）、理（物基、化基、生基、地学基、物、化、生、地学）、外（英、独、仏、中、韓）のように略して記入すること。

なお、専門教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入すること。